(aa)　表の「区分」の欄に「Ｒ１」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に従価二十七・五パーセントまで削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの九回の毎年均等な引下げにより、従価二十パーセントまで削減する。

(iii)　十一年目の四月一日から行われる(ii)の規定による税率からの六回の毎年均等な引下げにより、従価九パーセントまで削減する。

(iv)　十六年目以降、従価九パーセントとする。

(bb)　表の「区分」の欄に「Ｒ２」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の額のうちいずれか低いものとする。

(i)　一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき三百九十三円に対し百パーセントに次の表の３欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額

(ii)　次の表の２欄に掲げる一キログラムについての額

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	九三・七五	二・二
二	九三・七五	一・九
三	九三・七五	一・七
四	九三・七五	一・四
五	五二・五〇	一・二
六	四九・五〇	〇・九
七	四六・五〇	〇・七
八	四三・五〇	〇・四
九	四〇・五〇	〇・二
一〇年目以降	三七・五〇	〇

(cc)　表の「区分」の欄に「Ｒ３」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の額のうちいずれか低いものとする。

(i)　一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき五百二十四円に対し百パーセントに次の表の３欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額

(ii)　次の表の２欄に掲げる一キログラムについての額

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	一二五	二・二
二	一二五	一・九
三	一二五	一・七

(dd)　表の「区分」の欄に「Ｒ４」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に従価三十九パーセントまで削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの九回の毎年均等な引下げにより、従価二十パーセントまで削減する。

(iii)　十一年目の四月一日から行われる(ii)の規定による税率からの六回の毎年均等な引下げにより、従価九パーセントまで削減する。

(iv)　十六年目以降、従価九パーセントとする。

(ee)　表の「区分」の欄に「Ｒ５」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる十一回の毎年均等な引下げにより、基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　十一年目以降、(i)の規定による税率とする。

(ff)　表の「区分」の欄に「Ｒ６」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる六回の毎年均等な引下げにより、基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(gg)　表の「区分」の欄に「Ｒ７」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の五パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。

(hh)　表の「区分」の欄に「Ｒ８」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる六回の毎年均等な引下げにより、基準税率の二十五パーセントを削減する。

(ii)　六年目以降、(i)の規定による税率とする。

四	一二五	一・四
五	七〇	一・二
六	六六	〇・九
七	六二	〇・七
八	五八	〇・四
九	五四	〇・二
一〇年目以降	五〇	〇